

転学・編入学を希望する皆さんへ

奈良県教育委員会

転学・編入学の概要及び情報等について

《転学・編入学とは》

転学： 高等学校に在籍している者が他の高等学校へ移ることをいいます。

編入学： 外国からの帰国者、高等学校を中途退学又は卒業した者、高等学校とは種類の異なる学校に在籍している者などが、第1学年（年次）の当初以外の時期に高等学校へ入学することをいいます。

《転学・編入学の情報等について》

転学・編入学については、各高等学校により受付の期間、試験実施日程及び試験教科・科目等が異なります。転学・編入学の情報及び手続等は、

奈良県教育委員会事務局 学校教育課 学事係

〒630-8502 奈良市登大路町30 Tel. 0742-27-9851(直通)、0742-22-1101(内線5257)

に問い合わせてください。

なお、各学校の出願期間、試験日、試験教科・科目等に関する情報は、学校教育課Webページで提供しています。

(注) 「学年（年次）」は、以下「学年」といいます。

転学について

1 転入願の受付

(1) 受付の条件

一家転住による場合

奈良県立高等学校への転学は、次の条件をすべて満たしていると、志願先の高等学校の校長が認めた場合に受け付けます。

(注) 「志願先の高等学校」は、以下「志願校」といいます。

- ① 保護者の転勤等に伴う一家転住により、在籍する高等学校（以下「在籍校」といいます。）への通学が困難であること。
- ② 奈良県内に保護者とともに居住することが確実であること。
- ③ 高等学校に在籍していること。
- ④ 転学後、教育課程上、継続的に学習することが可能であること。
- ⑤ 志願校の当該学年（学科）の定員に余裕があること。

一家転住によらない場合

奈良県立高等学校への転学は、次の条件をすべて満たしていると、志願校の校長が認めた場合に受け付けます。

- ① 奈良県内に保護者とともに居住していること。

- ② 高等学校の在籍者で教育的配慮を必要とする特別の事情により、在籍校における学習の継続が著しく困難であると認められる者であること、または、県内の特別支援学校に在籍する者で、特別支援学校の該当者でなくなった者であること。
- ③ 転学について、在籍校の校長の承諾が得られること。
- ④ 転学後、教育課程上、継続的に学習することが可能であること。
- ⑤ 志願校の当該学年（学科）の定員に余裕があること。

（注）転学は、高等学校在籍中、原則として1回に限ります。

（2）受付の期間

志願校によって異なりますので、学校教育課Webページで確認してください。

（3）試験の実施

原則として、8月、12月、3月に実施します。ただし、県立大和中央高等学校は、別日程となりますので、学校教育課Webページで確認してください。

2 手順

- （1）転学を希望する旨を在籍校に申し出て、在籍校の校長の承諾を得てください。
- （2）志願校を選び、直接、その学校へ問い合わせてください。ただし、一家転住によらない転学の場合は、保護者からではなく、在籍校から志願校に問い合わせるとともに、転学する事由等についての説明をしてください。
- （3）転学試験の受験が可能となった場合、志願校と在籍校との間で必要な手続を開始します。その際、受験者本人及びその保護者から志願校に提出していただく書類があります。手続に必要な書類は、「**3 転学に必要な書類**」で確認してください。
- （4）手続が終わり次第、試験実施についての詳細を志願校から連絡します。
- （5）指定された日時に、志願校で受験してください。
- （6）2校以上に志願することができますが、1校を受験し、合否の結果が出た後でなければ他校を受験することはできません。また、最初に合格した学校に入学することになります。

3 転学に必要な書類

出願手続に関する書類は次のとおりです。ただし、志願校の校長が、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

- （1）在籍校の校長から志願校の校長へ提出する書類
 - ① 生徒の転入学について（転学照会書）
 - ② 教育課程表
 - ③ 在学証明書
 - ④ 成績証明書（出欠席状況の記載を含んだもの。）及び単位修得証明書
 - ⑤ 転学承諾書（用紙は志願校で配布しますが、一家転住による場合は不要です。）
- （2）本人及び保護者から志願校の校長へ提出する書類
 - ① 転入願（用紙は志願校で配布します。）
 - ② 転入希望事由の説明書（用紙は志願校で配布しますが、一家転住による場合は不要です。）
 - ③ 奈良県内の市町村住民票記載事項証明書等又は外国人登録原票記載事項証明書（一家転住による場合は、後日提出してください。）
 - ④ 住居に関する証明書（一家転住による場合のみ必要です。例：賃貸借契約書等）

4 合格発表等

- （1）合格発表は、原則として、転学試験実施日に行います。発表の時刻・方法等は志願校で指示します。
- （2）合格後の手続については、志願校の指示に従ってください。

編入学について

1 編入学願の受付

(1) 受付の条件

奈良県立高等学校への編入学は、奈良県内に保護者とともに居住している、又は居住することが確実である者で、次の①から⑤までのいずれかの条件に該当すると、志願校の校長が認めた場合に受け付けます。ただし、志願校の当該学年（学科）の定員に余裕がある場合に限りです。

- ① 保護者とともに、原則として、外国に1年以上継続して在住し、日本の高等学校に相当する学校に在籍する（した）者で、帰国後2年以内の者
- ② 保護者とともに、原則として、外国に1年以上継続して在住し、日本の中学校に相当する学校教育の課程を修了したが、高等学校に相当する課程には在学するには至っていない者で、当該年度の入学者選抜に出願できなかった者
- ③ 高等学校の第1学年以上の課程を修了した後に退学した者
- ④ 高等学校を卒業した者で、新たに高等学校の課程を修了することが必要であると認められる者。ただし、同一学科への編入学については認めません。
- ⑤ 高等専門学校等、種類の異なる学校に在籍する者で教育的配慮を必要とする特別の事情により、在籍校における学習の継続が著しく困難と認められる者

(2) 受付の期間

志願校によって異なりますので、学校教育課Webページで確認してください。

(3) 試験の実施

原則として、3月に実施します。

2 手順

- (1) 志願校を選び、直接、その学校へ問い合わせてください。
- (2) 受験者本人及びその保護者から志願校に提出していただく書類があります。手続に必要な書類は、「**3 編入学に必要な書類**」で確認してください。
- (3) 手続が終わり次第、試験実施についての詳細を志願校から連絡します。
- (4) 指定された日時に、志願校で受験してください。
- (5) 2校以上に志願することができますが、1校を受験し、合否の結果が出た後でなければ他校を受験することはできません。また、最初に合格した学校に入学することになります。

3 編入学に必要な書類

出願手続に関する書類は次のとおりです。ただし、志願校の校長が、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

《共通して必要な書類》

- (1) 編入学願（用紙は志願校で配布します。）
- (2) 編入学希望事由の説明書（用紙は志願校で配布します。）
- (3) 奈良県内の市町村住民票記載事項証明書等又は外国人登録原票記載事項証明書（一家転住による場合は、後日提出してください。）

《上記(1)から(3)以外に必要な書類》

- (4) 1の(1)の①又は②に該当する場合、次のア及びイの書類が必要です。
 - ア 外国の教育機関等における学修の履歴を証明する書類
 - イ 外国での在住期間を証明する書類

(5) 1の(1)の③から⑤のいずれかに該当する場合は、次のア及びイの書類と、ウ、エのいずれかの書類が必要です。

ア 成績証明書（出欠席状況の記載を含んだもの。）及び単位修得証明書

イ 課程修了証明書（この書類は、成績証明書の添付書類であり、1の(1)の③の場合で、県内の県立高等学校を中途退学した者に限り必要です。）

ウ 卒業証明書（1の(1)の④の場合に必要です。）

エ 在学証明書（1の(1)の⑤の場合に必要です。）

4 合格発表等

- (1) 合格発表は、原則として、編入学試験実施日に行います。発表の時刻・方法等は志願校で指示します。
- (2) 合格後の手続については、志願校の指示に従ってください。

参考事項 私立高等学校への転学・編入学について

私立高等学校への転学・編入学を希望する場合は、直接、希望する高等学校、又は

奈良県地域振興部 教育振興課 教育振興・私学係

〒630-8501 奈良市登大路町30 Tel. 0742-27-8347(直通)、0742-22-1101(内線2627)

に問い合わせてください。